

内管漏えい検査  
委託の手引き

白子町

令和3年2月22日

## 1. はじめに

本手引きは、白子町ガス事業所（以下「ガス事業所」という。）が行う定期漏えい検査（以下「内管漏えい検査」という。）の委託要件等について説明するために作成したものである。

委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全かつ円滑に業務を行い、保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とする。

## 2. 委託要件の基本事項

### (1) 前提

- ・ガス事業所は、内管漏えい検査で外部委託する範囲について、保安水準等を確保するために委託要件を定める。
- ・委託先はこの要件を遵守すること。
- ・本手引きには保安水準を確保するため、ガス事業所の自主的な保安の取り組みについて必要な要件を記載しており、委託先はこれを実施すること。
- ・内管漏えい検査は、法的業務として厳格性が要求されることから、委託先は適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保すること。

### (2) 基本要件

#### 1) 適格要件

- ・取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- ・継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ・「内管検査員」及び「消費機器調査員」の資格を有する要員を2名以上確保しており、業務に従事させられること。
- ・下記に定める欠格要件に該当しないこと。

#### 2) 欠格要件

- ・破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
- ・委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。
- ・反社会勢力、もしくは反社会勢力と非難されるべき関係がある者。

#### 3) 保安水準の確保

- ・ガス事業所は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。
- ・委託先は、ガス事業所が定めた自主保安業務を実施すること。
- ・委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者、検査員へ保安に関する指示を行うこと。
- ・委託先はガス事業所が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。

#### 4) 自主保安業務の実施

- ・委託先は保安水準確保の観点から、内管漏えい検査と併せて下記の業務を実施すること。
  - ① 露出部の外観検査
  - ② マイコンメーターの点滅有無の確認
  - ③ ガス警報器の確認
  - ④ お客様に対する点検結果等のお知らせ等
  - ⑤ その他保安のために必要な業務

#### 5) 再委託への対応

- ・委託先は、委託業務の処理を他に委託し、または請負わせてはならない。ただし、ガス事業所の承諾を得たときはこの限りではない。

#### 6) 委託の取り消し等

- ・ガス事業所は、委託先が下記に該当するときは、契約を解除することができる。
  - ① 委託業務を実施することができないとき、またはできないと明らかにみとめられるとき。
  - ② 正当な理由もなく委託業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
  - ③ 業務委託契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- ・ガス事業所は、委託先の業務遂行体制、能力等が保安水準の確保に適應しないと判断した場合、委託先に不正、または不信な行為が認められた場合、委託先にその理由を明示したうえで、委託業務の範囲を制限、停止することができるものとする。
- ・検査員に不正または不信な行為が認められた場合、ガス事業所は委託先の管理者を通じて検査員に理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

### (3) 内管漏えい検査の要件

#### 1) 検査等の対象範囲

- ・内管漏えい検査業務は単年度契約とし、ガス事業所で法定周期を満足するよう対象範囲及び件数を定める。
- ・委託先は契約書に定められた対象範囲を遵守し以下の業務を実施する。
  - ① 灯外内管の外観検査及び漏えい検査
  - ② 灯内内管の外観検査及び漏えい検査
  - ③ 消費機器調査（小売供給需要家のみ）
  - ④ その他委託業務に関する指示事項

#### 2) 必要資格

- ・内管漏えい検査および、小売供給需要家に対しての消費機器調査に従事する検査員は、「内管検査員」・「消費機器調査員」の資格を有し、かつ、3年に1回の資格更新が適切に行われていること。  
なお、現一般社団法人日本ガス協会が発行した「需要家ガス設備点検員」の資格を有している場合でも検査に従事することができる。

3) 必要実績

- ・委託先は、内管漏えい検査、消費機器調査の実績が概ね1年間以上あること。
- ・検査員は、都市ガス事業における内管漏えい検査および消費機器調査の実績が3ヵ月以上あること。

4) 継続的な体制確保

- ・ガス事業所は検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認すること。

5) 効率的な運用

- ・ガス事業所は、調査地区及び調査件数が契約図書等に基づき履行されているか定期的に検査する。

(4) その他

1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

- ・委託先は、内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握すること。

(5) 参入するための手順及び手続き

- 1) ガス事業所は参入希望者から確認及び相談があった場合は、委託先選定方法や委託要件、受託申請手続きに関して説明する。
- 2) 参入希望者は、内管漏えい検査参入申請書(様式1)に必要事項を記載し、ガス事業所が指定する窓口に提出する。
- 3) ガス事業所は参入希望者から提出された内管漏えい検査参入申請書(様式1)の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認する。  
注) 委託先の選定及び契約は、地方自治法によるものとする。

【申請先・相談窓口】

白子町ガス事業所 供給保安係

TEL: 0475-33-3530

FAX: 0475-33-7022

E-mail: gas@town.shirako.lg.jp

3. 手引きの開示

ガス事業所は、本書「内管漏えい検査 委託の手引き」を事業所窓口およびホームページにて開示する。

(様式1)

## 内管漏えい検査参入申請書

項目	内容
①商号又は名称	
②代表者氏名	
③設立年月日	
④会社所在地	〒
⑤電話番号	
⑥FAX番号	
⑦担当部署	
⑧担当者氏名	
⑨資本金	
⑩総従業員数(うち社員数)	従業員 人 (うち社員 人)
⑪業務内容	
⑫必要な資格保有者数(うち社員数)	資格保有者 人 (うち社員 人)
⑬受託に必要な業務実績 事業所の業務実績 検査員の業務実績	事業所の業務実績： 年 か月 検査員の業務実績： 年 か月

年 月 日

白子町長 様

(申請者)

会社名：

住 所：

連絡先：